

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証の外部有識者の選任について

令和 6 年 9 月 2 日に発表しました、社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証につきまして、選任中であった法律分野の外部有識者が決定いたしましたのでお知らせいたします。

9 月 2 日 公表済	分野	氏名	資格等
	法律	いわさき 岩崎 文昭	弁護士（鳥飼総合法律事務所）
	財務	さかえ 栄田 悟志	公認会計士（武蔵野大学経営学部会計ガバナンス学科准教授）
	福祉	すみこうち 隅河内 つかさ	学識経験者（田園調布学園大学人間福祉学部教授）

※ 地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に基づく、特別職非常勤職員として任用

なお、今後の調査・検証スケジュールについては、現在調整中です。

問合せ先

（検証体制及び外部有識者に関すること）

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
監察・内部統制推進担当 宮原
電話（044）200-3941

（調査・検証の内容、社会福祉法人母子育成会等に関すること）

川崎市健康福祉局総務部企画課 森
電話（044）200-0462

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証について

令和 6 年 5 月 30 日に発表しました、社会福祉法人母子育成会に対する監査結果につきまして、これまでの監査手法の適正性等を、外部有識者の知見を活用しながら、次のとおり検証することとしましたので、お知らせいたします。

1. 検証対象

- ①社会福祉法に基づき健康福祉局が当該法人に対し実施した過去の監査の適正性
- ②当該法人役員等への市退職者の役員等就任状況及びそれに伴う法人運営等への影響
- ③当該法人に対する市有地の無償貸付けの適正性

2. 検証体制

(1) 概要

- ・健康福祉局総務部が、外部有識者の意見を踏まえながら調査、ヒアリング等を実施し、報告書を作成します。
- ・その調査や報告書等の作成過程において、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部が、随時、進捗状況を確認し、意見を述べるなど、本検証が恣意的なものとならないようチェックすることとし、その適正性を確保します。

※別紙参照

(2) 外部有識者について

当該検証を多角的、客観的に検証するため、次の分野の外部有識者を任用します。

分野	氏名	資格等
法律	(選任中)	弁護士
財務	さかえだ さとし 榮田 悟志	公認会計士（武蔵野大学経営学部会計ガバナンス学科准教授）
福祉	すみこうち つかさ 隅河内 司	学識経験者（田園調布学園大学人間福祉学部教授）

※地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に基づく、特別職非常勤職員として任用

※弁護士について選任が済みましたら、改めて発表いたします。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 9 月上旬 外部有識者の任命、検証内容の整理
- 9 月中～下旬 外部有識者による検証開始
- 10 月～2 月 月に 1 回のペースで、個別もしくは集合形式で外部有識者による検証
- 3 月 外部有識者の意見を踏まえた検証報告書を公表

問合せ先

（検証体制及び外部有識者に関すること）

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

監察・内部統制推進担当 宮原

電話（０４４）２００－３９４１

（調査・検証の内容、社会福祉法人母子育成会等に関すること）

川崎市健康福祉局総務部企画課 森

電話（０４４）２００－０４６２

「社会福祉法人母子育成会に対する監査実施状況等調査・検証」の体制イメージ

●法人監査の適正性の調査・検証 (健康福祉局総務部)

- ・監査方法等の調査・検証
- ・担当者へのヒアリング実施 など

必要に応じて対応

- 高齢者施設指導監査
(健康福祉局長寿社会部等)
- 保育所・乳児院等指導監査
(こども未来局総務部等)

※法人監査を補完するための確認

- ・指導監査資料の提出
- ・実施方法の説明 など

●法人役員等への市OBの就任 状況等の調査・検証 (健康福祉局、総務企画局)

●当該市有地の無償貸付状況等の 調査・検証 (健康福祉局、こども未来局、財政局)

●調査・検証の 客観性確保 (総務企画局コ ンプライアンス 推進・行政情報 管理部)

- 調査・検証の実施体制・手法確認
- 検証に対する客観的意見・実施協力
- 検証結果の取りまとめの確認 等

- 調査・検証内容の報告
- 検証方法・内容等への意見・指摘

調査報告書

○調査報告書に
対する意見等

＜外部有識者＞

※特別職非常勤職員として任用

分野	氏名	役職等
法律	選任中	弁護士
財務	榮田 悟志	公認会計士
福祉	隅河内 司	学識経験者